熊本県公報

第１１２０３号
平成16年12月8日（水）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

規　則
○熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則……（建　築　課）1
告　示
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）2
○　〃　……（　〃　）2
○　〃　……（　〃　）2
○道路の供用開始……（道路総務課）3
○指定居宅サービス事業所の指定……（介護保険課）3
○救急医療機関……（地域医療推進課）3
○字の区域の変更……（市町村総室）3
○平成16年度地籍調査事業計画の変更……（農村整備課）3
○指定居宅サービス事業所の指定……（介護保険課）4
公　告
○平成16年度熊本県保育士試験の合格者……（子ども家庭福祉課）4
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所……（都市計画課）4
登　載　依　頼
○球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催
……（球磨地域保健医療推進協議会）5

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則
1　優良宅地造成等の認定に関する租税特別措置法の規定の繰下げに伴い、関係規定を整理することとした。（第1条及び別記様式関係）
2　この規則は、公布の日から施行することとした。

規　則

熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年12月8日
熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県規則第59号

熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則

熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則（昭和49年熊本県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ、第62条の3第4項第13号ハ」に、「第31条の2第2項第13号ニ、第62条の3第4項第13号ニ」を「第31条の2第2項第14号ニ、第62条の3第4項第14号ニ」に改める。

別記第1号様式中「第31条の2第2項第12号ハ　第62条の3第4項第12号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ　第62条の3第4項第13号ハ」に改める。

別記第2号様式及び別記第4号様式中「第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ、第62条の3第4項第13号ハ」に改める。

別記第10号様式中「第31条の2第2項第13号ニ　第62条の3第4項第13号ニ」を「第31条の2第2項第14号ニ　第62条の3第4項第14号ニ」に改める。

別記第11号様式中「第31条の2第2項第13号ニ、第62条の3第4項第13号ニ」を「第31条の2第2項第14号ニ、第62条の3第4項第14号ニ」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

熊本県告示第 1174 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 12 月 8 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　保安林予定森林の所在場所　熊本県阿蘇郡阿蘇町大字西小園字中園 448 の 189、448 の 224、字西荒牧 861 の 2、861 の 3

2　指定の目的　土砂の流出の防備

3　指定施業要件

（1）　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中園 448 の 189・448 の 224・字西荒牧 861 の 2・861 の 3

（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1175 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 12 月 8 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　保安林予定森林の所在場所　熊本県阿蘇郡阿蘇町大字蔵原字髙塚 1606 の 2

2　指定の目的　土砂の流出の防備

3　指定施業要件

（1）　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字髙塚 1606 の 2（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1176 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 12 月 8 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　保安林予定森林の所在場所　熊本県阿蘇郡阿蘇町大字狩尾字日下 1836 の 83

2　指定の目的　土砂の流出の防備

3　指定施業要件

（1）　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1177 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 12 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 12 月 8 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長（メートル）	備考
一般県道	湯前人吉自転車道線	球磨郡多良木町大字多良木字百太郎 1281 番 3 地先から 球磨郡多良木町大字黒肥地字宮田 268 番　地先まで	989.6	自転車道整備

2　供用開始する期日　平成 16 年 12 月 8 日

熊本県告示第 1178 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 12 月 8 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスなめいし 玉名市滑石字小路 943 番地	社会福祉法人　熊本東翔会	平成 16 年 11 月 25 日

熊本県告示第 1179 号

次の救急医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める申出が撤回されたので、同令第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 16 年 12 月 8 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

名称	所在地	撤回日
木通医院	荒尾市荒尾 2005 － 1	平成 16 年 11 月 15 日

熊本県告示第 1180 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨鹿北町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 16 年 12 月 8 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

変更前の大字	変更前の字	区域	変更後の大字	変更後の字
岩野	高野	4316 の 2、4316 の 3、4317、4318 及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	岩野	早米木

熊本県告示第 1181 号

平成 16 年 5 月 26 日熊本県告示第 559 号（平成 16 年度地籍調査事業に関する事業計画）の一部を次のように改め、平成 16 年 12 月 8 日から適用する。

平成 16 年 12 月 8 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

調査地域名の欄中「昭和同仁町の一部」を「昭和同仁町及び昭和明微町の各一部」に改める。